こども誰でも通園制度の概要

「こども未来戦略方針」(令和５年６月 13 日閣議決定) で示された、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所、幼稚園等を利用できる制度。

令和８年度に全自治体での本格実施を見据え、令和６年度から試行的実施を開始しており、現在こども家庭庁で制度設計が行われている。

■制度概要（R7 年 2 月時点）

<table>
<tr><td>対象</td><td>０歳６か月児～２歳児の未就園児　※市が保育所等に未就園であることを認定</td></tr>
<tr><td>事業実施者</td><td>保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点など</td></tr>
<tr><td>利用の契約</td><td>利用者（保護者）と事業実施者が直接契約
※利用者負担（令和７年度試行的事業では 300 円/時間）は事業実施者が徴収</td></tr>
<tr><td>給付費</td><td>未定　※令和７年度試行的事業では年齢ごとに時間補助単価を設定
０歳児 1,300 円、１歳児 1,100 円、２歳児 900 円</td></tr>
<tr><td>利用方法</td><td>定期利用、自由利用など選択可能。予約はこども家庭庁においてシステム基盤を整備し、各地方公共団体・施設・利用者が利用

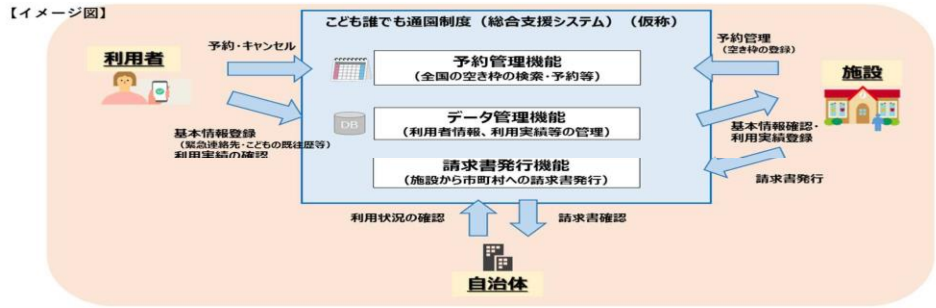

</td></tr>
<tr><td>利用時間</td><td>月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で利用可能
※令和７年度試行的事業では補助基準上１人あたり月 10 時間を上限</td></tr>
<tr><td>実施自治体</td><td>全ての自治体　※利用者は住所地以外の市町村の施設も利用可能とする予定</td></tr>
<tr><td>実施方法</td><td>一般型（在園児と合同または専用室独立実施）と余裕活用型（保育所等で利用定員に達していない場合に定員の範囲内で受入れ。在園児と合同）</td></tr>
<tr><td>人員配置</td><td>一時預かり事業の配置基準と同様

現行の一時預かり事業の基準
①一般型においては、
☞乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち保育士を１／２以上。
☞保育士以外の保育従事者は研修（子育て支援員研修または、家庭的保育者基礎研修と同等の研修）を修了した者。
☞保育従事者の数は２人を下ることはできないが、保育所等と一体的に実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合には、保育士１名で処遇ができる範囲内において、保育従事者を保育士１人とすることができる。
☞１日当たり平均利用児童数が３人以下の場合には、家庭的保育者を保育士とみなすことができる。

②余裕活用型においては、
☞「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める保育所の基準等を遵守。
☞クラス定員に対する人員配置で対応が可能。

※障害児を受け入れる事業所では、職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置する場合には、補助基準上の加算がある。</td></tr>
</table>